研修生最優秀レポート



住民の自主納付を促すためには

北海道爾館市財務部稅務室納稅担当主任主事 東 佳祐

最優秀レポート 学長賞を受賞して

この度は「学長賞」という栄誉ある賞をいただき、大変嬉しく思っております。素晴らしい研修環境を与えてくださった市町村アカデミー職員の皆様、講師の皆様、全国の研修同期の皆様、私を研修に送り出してくれた上司、同僚の皆様に感謝します。

今の自分が、同賞を受賞するに見合う活躍ができているとは到底思えませんが、受賞した事実を励みと し、今後の業務に取り組んでいきたいです。

【はじめに】

函館市(以下「当市」とする)の徴収体制について、私が所属する納税部門は、課長以下、正職員、嘱託・臨時職員併せて44名で徴収業務を行っている。収納管理部門12名を除いた徴収部門は、現年、滞繰、高額、差押継続中等、事案の滞納状況により部門を分け、その中で地区担当制を採用している。

私は差押継続中の事案を担当しているが、仕事をしていて残念に思うことは、一度完納となり担当から外れた方が、その後、滞納を繰り返し、滞納処分(差押)を受け、再び私が担当することである。少しも悪びれた様子がなく、また分割納付でお願いしたいと相談に来るのだが、これでは折角完納しても全く意味がない。滞納者の納税意識を高めるにはどうしたらよいのだろうか。以下の章で考察していきたい。

【問題点】

滞納者の納税意欲を削いでいる原因として、本 レポートでは以下の3点を挙げたい。それは、① 義務とはいえ納税の意義が見出せないこと、②滞 納していることに危機意識がないこと、③自治体 職員への不満である。

第1に、日本国憲法が納税の義務を規定していることは小中学校で習う知識であるが、実際に税金を納めなかった場合、生活にどのような影響が

及ぶのか具体的に想像できるだろうか。「公共事業や公共サービスのために使われている」と理解している人は多いだろうが、結局個人が滞納したところで、すぐに目に見える形で警察・消防等の活動が滞るわけでもないため、これでは納税意欲は高まらない。

第2に、折衝時の結果としてありがちな事例は、 債務があり一括納付は困難との回答を受け、分割 納付に応じることである。同事例の顛末としては、 連絡なしに途中で履行が止まったり、納付金額を 下げたいと申し出てくることが圧倒的に多い。実際に対応したケースでは、分割納付が滞ったため、 差押中の生命保険契約の解約処理を進めたところ、 「忙しくて納付できなかった。これまで一定額納 付してきたのだから、解約だけは勘弁してほしい」と泣きつかれたことがある。納税の意義を繰 り返し説明するのだが、結局、その後も納付はな く解約に至り、最終的に滞納者の怒りを買い、ケ ンカ別れになってしまった。滞納者本人に、税を 滞納していることへの危機感を抱かせる効果的な 手法はあるのだろうか。

第3に自治体職員への不満についてだが、「前の担当者と言っていることが違う!」という苦情は、折衝時によく聞く滞納者の不満であり、私も実際に受けたことがある。滞納者が勘違いしている事案も多々あるが、職員間の知識の差や情報の共有が不十分なため、対応が統一されていないことも大きな要因と考えられる。原因が後者にある

とすれば、相談する側にとっても不安であり、相 談しようという意欲が減退しても仕方ない。

【解決方法】

先に挙げた3点の問題点についての解決方法を 考察していきたい。

第1の問題点への対応については、住民に税を 理解してもらう機会を増やすことが挙げられる。 当市財務部では、市民のニーズに応じ職員が講師 となり、税についての説明を行う「租税教室」を 行っており、私も講師として実際に小学校を訪問 し、租税教室を開催した。授業の中で、税金を皆 が納めなかった場合、街はどのように変貌してい くのかをクイズ形式で出題したが、警察の道案内 が有料になったり、ゴミがなかなか回収されなく なるという話をすると、教室中に驚きの声があが り、中でも一番反応があったのは、児童1人あた り1年間に約85万円の税金が使われているという 話をしたときであった。「お父さんやお母さんが 払っている税金で購入されている教科書、机や椅 子を大切にしたい」という声が複数あり、幼少期 から税のしくみに触れることの大切さを肌で実感 することができた。

当市ではその他の試みとして、年1回、「税について考える週間」の税金展(タックスフェア)に参画している。同イベントでは、税の無料相談会やスタンプラリー(景品付)を実施し、大人から子供まで参加できる催しとなっている。楽しみながら税について学ぶ貴重な機会のため、イベントの広報や発展に市はますます力を入れていく必要があると思う。

他の自治体の話になるが、長崎県松浦市では、 税について理解してもらうため、税務課の仕事を わかりやすくホームページ上で説明している。ま た、研修で意見交換をした中には、街のゆるキャ ラを税の広報活動に使用しているという自治体が 複数見られた。敷居を下げて間口を広げ、税を身 近なものに感じてもらうこれらの取り組みは、税 のことを正しく知ってもらうために重要なことで あり、当市でも参考にすべき事例だと思う。

第2の問題点への対応については、約束不履行

時に受ける不利益処分の内容を具体的に説明する ことで、危機意識を少しでも持ってもらうことが 重要である。研修時の意見交換では、市税などの 滞納者には一定の行政サービスを制限するという 取り組みを行っている自治体が複数見られた。独 自に調査した範囲では、長野県中野市や青森県八 戸市等はホームページ上に行政サービス制限の対 象事業一覧を掲載しており、税金を滞納すること で被る不利益が一目でわかるようになっている。 当市でも入札参加資格等について制限を設けては いるものの、対象のサービスが一覧化されていな いため、滞納者へ効果的に伝わっていないように 思える。この取り組みは、税負担の公平性の確保 に繋がり、行政サービスの財源を税が担っている ことを住民が認識するよい機会となるため、追求 すべきであり、今後、当市でも対象事業の「見え る化」を検討する必要があるだろう。

語り尽くされた対応策ではあるが、滞納処分の 種類であったり、処分の経過をまとめたリーフ レットを作成し、相談窓口で配布したり、差押通 知書等の通知物に同封するという手法も効果的だ と考える。対面であれ電話であれ、折衝時、エス カレートして市職員の言葉が耳に入っていない滞 納者の方も実際いる。折衝後、冷静になった際に そうした書類に目を通すことで、自身の置かれて いる状況を認識してもらうツールとなるからだ。 「語り尽くされた」というものの、当市では積極 的に実施していない手法なので、今後の取り組み として検討すべきだと思う。

第3の問題点への対応についてだが、研修で聞き取り調査をした限りでは、「定期的に勉強会を開催する」、「外部研修の内容を共有する」等知識の蓄積と共有、フィードバックが重要と考えている自治体関係者が多かった。私も皆と同意見であるが、それに加えて折衝記録の残し方に注意すべきだと考える。勉強会等の開催で職員に一定の知識がついてきても、これまでの相談内容がつかめなくては、満足のいく折衝ができないと考えるからだ。当市で実際に散見される例として、入力した者しかわからない用語を使用したり、そもそも記録を残し忘れるというケースが挙げられる。私

が実際に受けた苦情だが「職員の方に今月納付できない事情を伝えたのに、聞いてなかったのか」と言われ、折衝記録がないため対応に苦慮するケースがあった。一つ間違えれば大事故に繋がりかねないため、記録の残し方には細心の注意を払った上で、誰が見てもわかりやすい表現で書くことが重要である。

同時に、折衝記録を利用し、受けた苦情は入力 後、印刷し部内で回覧する等即時に共有できる環境を整えることが大切である。私は以前、保険会 社の支払部門で働いていたのだが、そこでは苦情 を受けると苦情専用の入力フォーマットに折衝記 録を入力し、入力内容について上司の承認を得て、 社内に公開する仕組みをとっていた。例えば「明 日までに所定の口座に保険金を入金しろ!」とい う苦情を受けた場合、キーワード検索により、同 様の苦情に対する折衝記録を瞬時に閲覧すること ができるようになっていた。そうした折衝記録の 蓄積は、手が空いた時に閲覧するだけでも勉強に なり、受け答えの選択肢も自然と広がり、心にゆ とりを持って対応に臨むことができるようになっ た。

徴収の仕事は、保険会社の支払部門以上に感謝 の声をもらう機会が少ないと感じる。そのような 環境下でモチベーションを維持するのは困難だと 思うが、苦情の共有と対応の分析を大事にし、納 得のいく折衝に向けて粘り強く取り組むことで、 納税者の不満も緩和できるだろうし、いつか対応 に感謝される日が来るだろう。置かれた環境下で 最大限できることを追求したい。

【結論】

自主納付を促すために3点の解決策について考察してきた。第1に税を理解してもらう機会を増やし、身近なものと感じてもらうこと、第2に滞納による行政サービス制限や滞納処分の具体的な中身を伝え、危機意識を持ってもらうこと、第3に応対履歴の残し方とその活用を通じて職員スキルの向上を図り、行政への不満を緩和させることである。上記以外にも課題へのアプローチは無数にあると思うが、確かに言えるのは、問題解決への近道は存在しないということだ。当たり前の事に継続して取り組むのは勿論のこと、その上で課題解決のための手法を追求する姿勢が徴収担当に求められる。市町村アカデミーで学んだことを今後の実務に活かしていけるように、鋭意努力したい。



個人住民税の特別徴収一斉指定に伴う課題と対応策について

茨城県笠間市総務部税務課主事 市毛

萌

最優秀レポート 学長賞を受賞して -

このたびは学長賞という素晴らしい賞に選出していただき、大変光栄に感じております。この賞は、研修を支えて下さった担当教授をはじめ講師の皆様、共に学んだA班と研修同期の皆様のおかげで受賞することができたと思っております。心より感謝申し上げます。

恵まれた環境の中で多くのことを学び、自身を成長させることのできた研修生活でした。この受賞を励みに、今後より一層精進して参りたいと思います。

1. はじめに

まず、個人住民税の特別徴収とは、給与支払者 (事業主)が給与所得者(納税義務者)に代わり、 毎月支払う給与から個人住民税を差し引き(給与 天引き)し納入する制度です。地方税法321条の 4に基づき、納税者間の公平性、納税者の利便性 を確保するため、給与支払い時に所得税を源泉徴 収する給与所得者を対象に、いま全国的に特別徴 収が推進されています。

表1『年度別 市町村税 課税状況調、同徴収 実績調』⁽¹⁾によれば、給与所得のある納税義務者 の特別徴収率が平成23年度は71.5%であるのに対 し、平成27年度は79.0%と上昇しています。この 特別徴収率の上昇は個人住民税の徴収率に直接反 映されてはいませんが、『平成27年度 市町村課 税状況等の調「個人の市町村民税納税義務者等の 状況」』⁽²⁾によれば、給与所得者は納税義務者数お よび課税額ともに、全体の約8割を占めています。 したがって、給与所得者が圧倒的に多い現代社会 の労働状況からみて、給与所得者の納税について 便宜を図ることは、徴収率向上にもつながること が大いに期待できます。

笠間市のある茨城県でも、平成27年度から個人 住民税特別徴収義務者の一斉指定を実施しました。 しかし、一斉指定による新規指定事業者からの反 応や、対象事業者の拡大に伴う事務処理の増加な どから、現行の制度・対応の課題点も浮き上がり ました。

今回は、本市および他市町の担当者から集めた 意見をもとに、個人住民税特別徴収一斉指定に伴 う問題・課題点を整理し、その対応策を探ってい きたいと思います。

2. 特別徴収一斉指定に伴う課題

給与所得者は特別徴収を原則としますが、給与 所得者及び給与支払者の中には、特別徴収が義務 であることを認識していない者、または理解しよ うとせず、特別徴収義務者の指定及び特別徴収に 非協力的な状況があります。そこで、特別徴収に 協力しない理由を大きく3つに分類し、次のよう に整理しました。

表1 給与からの特別徴収の実施状況(全国ベース)「年度別 市町村税 課税状況調、同徴収実績調」

					3年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成27年度		
給与所得のある納税義務者				46,53	4,176	46,56	2,168	46,72	6,895	47,375,320		
給与所得から特別徴収する納税義務者 人				33,27	6,593	34,37	3,295	35,49	6,462	37,444,830		
給与所得のある納税義務者の特別徴収率 %				71.	5%	73.8	8%	76.0	0%	79.0%		
個人住民税の徴収率	%	現年課税	分	91.8	97.9	02.4	98.2	04.9	98.4			
		滞納繰越	分		22.0	93.4	25.2	94.2	26.7			

(1) 制度理解

一斉指定を実施した年度から、特別徴収税額通知書送付直後の問い合わせが増えました。従前は特別徴収が法令通りに徹底されておらず、普通徴収(個人で納付)が認められていたことや、給与支払報告書及び総括表を提出した税理士・会計事務所から事業所への説明がなかったことから、なぜ突然特別徴収義務者に指定され、通知書が送付されたのか、説明してほしい、というものです。

また、事業所の総従業員数によっては普通徴収にすることができますが、その指定基準は自治体間で一部バラツキがあり、事務対応が異なる面もあります。

そのような、これまでの制度周知が不十分であり、特別徴収が徹底されていない事実背景の中で、法令遵守・制度徹底を呼びかけても、特別徴収が義務であることを理解しがたい、納期限を守らない、とする事業所が少なからず存在するのが現状です。

(2) 事務処理

特別徴収義務者に新規指定された事業所からは、 特別徴収を行うとそれに付随する事務量が増加し、 事務負担の対応が困難だ、という申し出も多く寄 せられます。

また、納入不足額の確認や督促状の送付がされるまで異動届を出し忘れている場合、さらには、 電話や手紙で催促しても異動届が提出されない場合もあります。

ところで、特別徴収義務者の制度理解が不十分ですと、従業員の転居により、異動届が転居先の他市町村へのみ提出され、その前年の課税住所地に届かない、あるいはその逆となるケースがあります。新年度の賦課前は、該当年度ごとに課税住所地へ異動の届出をする必要がありますが、このため、特別徴収義務者側からすれば届を提出したにも関わらず、前年度もしくは新年度の徴収方法が切り替わるまでに通常より時間がかかります。そして、新年度課税と同時期に過年度の未徴収税額を納付したり、新年度課税額を2期以降から課税したりと、納税義務者は負担額が増えたように

感じる結果となります。これでは、納税の便宜を 図るはずの制度が、納税義務者にも不便を感じさ せる一因となってしまいます。

したがって、特別徴収義務者側・自治体側の双 方で事務処理が円滑に進められる対応策が求めら れます。

(3)納入

指定金融機関以外で納入する場合、特別徴収義 務者側に振込手数料の自己負担が発生しますが、 笠間市の指定金融機関は、主に県内にある地方銀 行等7つの金融機関にとどまります。都市銀行の ような全国に支店を持つ金融機関の指定がないこ とから、おもに県外の事業所から、手数料の負担 を理由にした特別徴収困難の申し出に苦慮しています。

また、督促状を受け取った特別徴収義務者からは、毎月の納入が手間であり、納入を忘れないよう口座振替を希望する申し出があります。

これらのような、納入の意志があるのに、それに伴う事務負担への不満が残る状況を放置してしまっては、今後指定するすべての事業所の協力を 得ることは難しいと思われます。

3. 具体的な対応策

前述した課題に関して、次のような対応策を提 案したいと思います。

(1) 制度理解

まずは、引き続き特別徴収の制度周知を行います。

市内の商工会、税理士に制度徹底の協力を依頼 し、総括表送付時に手紙を同封して、事業主への 周知を図ります。とくに新規指定対象事業所につ いては、事前通知を送付し、事務手続き等の丁寧 な説明が必要とされます。

併せて、普通徴収の納税通知書に特別徴収の県 内一斉指定を知らせる文書を同封したり、市や県 の広報を用いたりして、納税義務者の間にも、法 令遵守の観点や納税の利便性から特別徴収をする という認識を共有し、特別徴収は義務であるとい う、社会全体の雰囲気の醸成を促します。

また、自治体が単独で行うより、県内で特別徴 収義務者への対応や普通徴収該当要件の統一を実 施するほうが、理解が得やすいといわれています。 一斉指定直後は事業所対応を考慮し、普通徴収該 当要件について自治体ごとの経過措置期間を置く のも仕方がありませんが、最終的に条件の統一を するべきです。特別徴収推進協議会など、周辺市 町村での情報共有の場は、事務対応の足並みをそ ろえていくために、一斉指定実施後も数年は必要 となると考えます。

(2) 事務処理

特別徴収事務の円滑化のためには、事務負担の 軽減・手続きの簡素化が必要でしょう。これに関 して、特別徴収税額通知の発送から一定期間は、 従来の2枚複写の異動届によらない、簡素な様式 での報告を可能とするなどして、退職・休職等予 定者の早期における連絡を特別徴収義務者へ呼び かけたいと思います。そして、特別徴収義務者と の連携を図り、退職等の異動届の提出遅れによる 滞納防止と早期賦課替えを実施していきたいと思 います。それから、繁忙期間中に提出された、年 度をまたぐ異動届の他市町村回送も、可能な限り 実施していくべきでしょう。

また現在、自治体ごとに様式に若干の違いが見 られる異動届ですが、記入漏れ等を防ぐため、こ れに記入事項のわかりやすいレイアウトを取り入 れ、その上で様式の統一化を進めていくのが望ま しいと考えます。

(3) 納入

まず、特別徴収義務者の事務負担軽減のために、 都市銀行を指定金融機関としたり、インターネッ トバンキングに対応するなど、全国の事業所を対 象とした納入環境を整備します。将来的には、周 辺自治体で納入金融機関の統一化などが検討でき れば、利便性が高くなり、事業所の協力も得やす くなるでしょう。

また、総従業員数が常時10名以下の小規模な事 業所には、納入を年2回にできる納期の特例の制 度を周知していきます。実際に、一斉指定前と直 後の時期は当制度に関する問い合わせが増えてお り、潜在的なニーズがあったことは明らかです。 引き続き、丁寧な説明を行う必要があります。

ちなみに、税額の変更が多いため特別徴収分は 口座振替が難しいといわれますが、埼玉県三郷市 など口座振替を実施している自治体があることか ら、こうした事例を研究し、取り入れていく努力 も必要かと思われます。

4. まとめと今後の展望

以上より、特別徴収一斉指定を円滑に実施する には、

- ① 引き続き広報活動や問い合わせに対する丁 寧な制度説明の責任を果たして、制度理解を 促すこと
- ② 提出書類の簡素化や納入環境の整備などを すすめ、事務負担の増加による制度不満を解 消すること

が求められていると考えます。

ところで、特別徴収の指定率をあげることは、 あくまで徴収率向上のための手段です。普通徴収 の時は本人が納期限内に納めていたのに、たまた ま勤務しているのが非協力的な事業所であったた めに納付が滞ったとしたら、本末転倒となります。 つまり、特別徴収が事業所の協力的態度を前提と した制度であることはいうまでもありません。納 税義務者だけでなく、特別徴収義務者の立場に 立った制度運営がなければ、特別徴収指定率だけ でなく徴収率にも、よい効果は現れないと思われ ます。

今回提案した対応策は、即時実施できるものば かりではなく、徴収部門や周辺市町村との連携も 不可欠となります。徴収率をあげ、税収を確保す るための中長期的な課題であることを認識し、制 度の浸透に向けて検討を重ね、根気よく対応策を 実施していくべきだと考えます。

参考資料

(1)(2)「住民税総論 ~地方税としての住民税 制度~」大久保 英夫先生、平成28年8月31日研 修レジュメ



内部統制を強化する上で再確認すべきこと

大阪府堺市監查委員事務局主查 鈴木 健太郎

最優秀レポート 学長賞を受賞して

このたびは、学長賞という栄誉ある賞をいただき大変光栄に思っております。研修では講師の方々の熱心な講義を受け、実務能力の向上もさることながら、今後、公務員として歩んでいく上での道標を得るような経験ができました。

また、常日頃から、様々な問題提起や議論により、私に考える機会と刺激を与え続けてくださる代表監査委員や事務局の上司、同僚に感謝いたします。

これからも賞を励みに、身を引き締めて精進してまいります。

1 はじめに

今年度から監査委員事務局に異動になったが、これまで経験したことや研修で学んだことを踏まえて、現在の行政を取り巻く状況、特に職員の業務を取り巻く状況を中心に述べたい。そして監査部局が内部部局(原局)をサポートする上で留意すべき点について考えを整理していきたい。

2 行政の内部状況~業務の増加、質の 変化による職員の相対的素人化~

まず、行政全体の原局の課題について述べたい。この現状把握が正確ではない場合、内部統制強化等の具体的手法が無効化するからである。また、結論から述べれば、この現状把握が正確になされずに、あるいは、把握していてもそれを当然の前提とし「仕方のない、どうせ変えられないもの」と容認していれば、行政が問題を解決できないまま、さらにリスクを現実化させてしまう根本原因になると考える。

(1) 業務量の増加

まず、社会的要請や国・府からの権限移譲により、以前に比べ大幅に事務量が増加している。同時に職員が習熟すべき法令・例規・ルール等も格段に増えている。限られた財源の中で細やかな分配を行うために、微細な事業や制度改正を数多く行い、事務手続がより複雑なものになっているのである。

入札制度を例に挙げれば、単純な「価格のみ」の競争から、過去の工事成績点や障害者雇用の有無、ISOへの加入など様々な要素を考慮して落札者を決める「総合評価落札方式」への制度移行など、制度がより複雑化した。その複雑さゆえに利害関係者からの要望の余地が生まれ、政治的な事情により制度改正が頻繁に行われる事態になり、それがさらなる事務の増加を引き起こしている場合もあるのではないか。

また、報道提供されるような不適正事例の発生 や事務の誤りの判明に伴い、その対応策として、 人海戦術による二重・三重のチェック作業が新た に追加されるケースもよく見られる。

このように新たな制度や不適正事例が増えるたびに、職員の仕事は複雑化・増加する一方で、廃止される事務はほとんどない。鶴の一声でいったん始まると賞味期限が切れてもやり続ける。ここが「不採算部門は廃止され市場で淘汰される」民間部門との決定的な違いである。

業務が増え続けると、概ねの傾向として「とりあえず日々の業務をまわすこと」が主となり、本来その業務を行う上で前提となる「基本的な法令・ルール・制度の理解」の欠如や「不正リスクの管理・安全管理の意識」が低下するとともに、周囲への目配りやマニュアルを整備すること、今やるべき事務改善などが後回しになる。また、場合によっては局が総力を結集して解決すべき懸案の課題が塩漬け状態になる。全うすべき業務に比

して、それを遂行できない「相対的素人」に陥っ てしまうのである。

監査部局は、この原局の状況を踏まえ、その病 の深さに応じたリスクアプローチを行い、内部統 制をサポートする方法を考えなければならない。

(2)業務の質の変化

業務の質も変わりつつある。OA化・IT化によ り単純作業の割合は低下したが、他方、今回の研 修でも教わったように、集積されたデータを多角 的に分析する高度な業務がより一層求められてい る。限られた財源で多方面の利害関係者に対して 政策の説得力を持たせるには、社会的な統計デー タなどを収集し、他の自治体や過去との比較など を行いながら、当該コストが如何に合理的なのか をプレゼンする時間と能力が必要となる。

また、行政の守備範囲の拡大に伴い、個人情報 漏洩等の不適正事例の発生リスクが増加する中で、 将来的なリスクを想定し、内部統制強化のための 具体的な取組(リスクマップ等の作成)を行うこ とも求められている。さらに、公会計改革や公共 施設の統廃合等の問題も、外部委託には任せるこ とのできない、我々職員が解決すべき課題である。

この「業務の質の変化」の面においても、大部 分の職員は日々の業務を回すことに埋没し、適応 できずにいるのではないだろうか。この点もまた、 監査部局が原局とのリスクマネジメントや3Eの 議論を通じて、問題解決をサポートすべき部分で ある。

(3) 業務の外部化(ガバナンスの低下)

行財政改革の下、委託や指定管理等による業務 の外部化が進行しているが、市のガバナンスが及 ばなくなるリスクが高まっている。というのは、 もし①市による「直営」なら先輩職員の指導のも と自らが業務に習熟することが可能であるし、② 委託であっても従前のように「随意契約」により 毎年同じ業者が受注し、業務に精通しているなら 安心して任せることもできる。

ところが、委託等の範囲が膨大かつ複雑になれ ば、仕様書や協定書を熟読しても全体像が見えな い状態になることに加え、受注者側も一般競争入 札により新規参入者が多く、さらに競争が厳しい

中、低廉な価格に抑えているため、従事労働者の 経験も乏しく、粗雑履行の可能性も高まっている。 そこに、これまで述べたような、日々の業務に追 われた「相対的素人」職員が担当となり、基本的 な法規、契約内容、協定書を把握しないまま、監 督員としての役割が与えられ、安全管理やリスク 想定が不十分なまま、自らの目に届かない外側で 業務が進行する。

その結果、最悪の場合にはマスコミで報道され るような死亡事故が起こる場合もある。本市では 今年度、様々な問題事例が発生したが、それらは いずれも、日々の流れ作業の波に飲み込まれる中 で起こってしまった事例ではないだろうか。そし て「相対的素人」に陥り、リスクを予見できな かったのは個人のみの責任ではなく、十分な安全 管理・リスク管理を行えるほどの人的体制の構築 や業務量のコントロールが、市として行われてい なかったのも大きな要因の一つではなかったのか との思いがある。

また、近年、人員削減や委託等への切り替え、 入札制度の見直し等を含めた行財政改革により例 えば「ここ○年で○百億円の経費削減効果」とい うことがアピールされることがある。行財政改革 によって夢の錬金術のように効果を生み出すこと はできないが、それでも地道な改革は必要である。 しかし、それと同時に、副作用にも注意が必要で ある。単純に数値化・見える化できない部分の組 織の弱体化・形骸化こそが、最も警戒すべきリス クであり、それは同時に監査部局がサポートすべ き部分であると考える。

相対的素人からの脱却~業務の削減 と本来業務への集中~

以上のように①業務量の増加・複雑化②業務の 質の変化③委託等による射程範囲が拡大している 状況の中で、なお、既存の事務は温存されたまま 人員が削減され、十分な体制を構築できていない とき、「相対的素人」をよりいっそう生み出して いくのではなかろうか。

行政上の課題やリスクは、マスコミが報じてい るように様々あり、それに対する対応策も概ね出 揃っている。それでもなお本質的に変わらないのは、業務の量・質に比して、必要な人材・体制が育っていないからではないか。内部統制を強化し、3Eに基づいた政策を実行しようとしても、その原動力である人的資源が枯渇しているのではないか。

もっとも、今の日本の状況において、公務員の 数を増やすことは困難であることは十分に理解し ている。そこで、監査部局の一員として、事務全 般をこれまでの慣習から離れ、根本的に見直し、 現在の状況に最適化することを提案する。

- ・社会的要請が希薄化したロスの多い事業の見 直し
- 現実の事務処理では守れない形骸化したルールの見直し
- ・制度・ルールの簡素化 反対に裁量による判断が困難なケースが頻発 する場合にはルールの明文化
- 形式的な書面の廃止、書面体裁の簡素化、わかりやすさの重視
- 非生産的な会議、自治体間の会議の見直し
- 意思決定の迅速化・一元化 (意思決定のたらい回しをやめる)
- 人事異動のスパンや人材配置、人材登用の検 証
- システム整備による事務誤りのリスク低減
- 事務負担が過大で有効性が低い「リスク低減 策」の見直し
- 行政が特定の関係者に偏ることなく、公平性 や公正性をゆがめていないことの検証

これらの無駄や不合理が、職員の時間を浪費し、本来業務を圧迫し「相対的素人」の増加に影響していないかどうかを再度確認することが肝要であり、これらを積極的に排除することが、内部統制

の強化や3E政策の土壌を生み出すのではないだろうか。

4 監査部門として

これまで述べたことを踏まえた上で、被監査部局の業務量、業務の質、業務への精通度、コスト意識の有無、不正リスクの管理状況、問題解決への真剣さ、そしてこれらに影響を与える組織的風土を、担当ヒアリングや調査資料などを通じて肌で感じ、監査を行っていきたい。また、事務負担及びコストの軽減や内部統制の強化に真剣に取り組んでいる部局、3Eの観点から政策評価を行う部局に対しては、互いに相談できるような関係を築き、監査の指導的役割を果たしていきたい。

5 最後に

政治家の政策やマスコミの報道だけでは、問題の本質や実態が見えにくい場合がある。また、一般の事業者は厳しい競争環境の中、自社利益を追求し続ける宿命にある。さらに市民には毎日の生活があり家族があり、全ての税金が公正かつ効率的に使われているかを注意深く見守る余裕は無いのかもしれない。

このような中、市政を冷静に、そして広い視野 と長期的な視点により一貫した態度で見ることが できるのは我々公務員である。中でも市長部局か ら独立している監査委員事務局の職員こそ、それ が最もできうる立場にあると思う。

今回研修で学んだことを活かし、専門知識を身につけ、原局が抱えるリスクを見つけだし、課題について共に悩み、実現可能な問題解決法を提示できるような、信頼される監査委員事務局の職員になっていきたい。



太陽光発電設備への課税上の 問題点について

香川県観音寺市総務部税務課資産税係主事 片桐 孝博

最優秀レポート 学長賞を受賞して

この度は学長賞という栄誉ある賞をいただき、大変光栄に存じます。この賞を受賞することができたのも、ひとえに担当教授や講師の皆様、研修同期の仲間のおかげだと思います。

また、日ごろから深く考察する環境を整えてくれた職場の上司、長期の研修に温かく送り出してくれた 同僚、家族には心から感謝しております。ありがとうございました。

この研修で得たことを生かして、これからも職務に邁進したいと思います。

1 はじめに

観音寺市は、香川県の西南部に位置する面積 117.84㎡、人口約6万人の自治体である。市の中 央部には讃岐平野が広がり、西は瀬戸内海の燧灘 に面し、東から西へと流れる財田川、柞田川の河 口付近に市街地が形成されている。南部は讃岐山 脈が連なり、平野部にかけて丘陵地が広がり、た め池の多い豊かな田園地帯となっている。

観音寺市では近年、遊休農地や鶏舎跡地を利用して中規模の太陽光発電設備を設置する事例や、新築家屋の屋根上に個人で小規模の太陽光発電設備を設置する事例が多く、それに派生する大小の問題点も明らかになってきた。

そこで、これらの問題点に対する他市での対応 状況を聞き取りしたうえで、今後の適切な償却資 産課税に生かすため、今回のテーマを設定した。

2 太陽光発電設備の実務上の問題点と 考察

(1) どのように太陽光発電設備を把握するか

太陽光発電設備は、償却資産として固定資産税の課税の対象となりうる。この場合、登記制度のある土地、家屋や、登録制度のある自動車のように一義的に所有者が判明しないため、太陽光発電設備の所有者をどのように把握するか問題となる。

観音寺市では、まず、土地、家屋の担当者と連携を取りつつ実地調査を行い、当該設備用の造成

地の所有者、または屋根上に設置する場合には家屋の所有者への聞き取りによって所有者を把握するようにしている。また、当該設備は太陽光の当たる範囲に設置する必要があるため、航空写真に写りやすいという特性がある。そのため、航空写真の判読調査によって所在を把握している。

また、把握漏れを防ぐための副次的な手段として、地方税法20条の11の規定に基づき経済産業局に対し、再生可能エネルギー発電設備設置申請の申請者、発電量、設置場所等の照会を行っている。ただし、申請者へ償却資産申告の案内をする際に、まれに申請者と所有者が異なるとの回答をされる場合もあるため、情報の取り扱いに注意し、申請者には必ず当該太陽光発電設備の所有者であることの確認を行うようにしている。

(2) 申告が必要となる太陽光発電設備の範囲について

ア 問題の前提について

まず、この問題を検討する際の大前提として、 原則として、太陽光発電設備はすべて償却資産に 該当しうるという理解が必要である。

なぜなら、償却資産とは「土地及び家屋以外の 事業の用に供することができる資産」であって 「その減価償却額または減価償却費が法人税法又 は所得税法の規定による所得の計算上損金または 必要な経費に算入されるもののうち、その取得額 が少額である資産その他の政令で定める資産以外 のもの(これに類する資産で法人税または所得税 を課されない者が所有するものを含む。)であること」(地方税法341条1項4号)をいうことから、太陽光発電設備は原則としてこれを満たすと考えられるからである。

しかし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が普及し、個人でも新築家屋の屋根に太陽光発電設備を設置するというビジネスモデルが急速に普及した現在、個人による売電事業について「これは家庭用であって事業用でないのだから、申告の対象に当たらないのではないか。」という問い合わせが急増しており、対応に苦慮している。

そこで、事業主体、発電出力10kW以上、全量売電・余剰売電という要素に着目し、一応の類型化を試みた。もちろん、この要素自体地方税法に根拠を持つものでないことに注意が必要である。

イ 問題点の検討と類型化

太陽光発電設備が償却資産として申告の対象となるかは、それが「事業の用に供することができる資産」に当たるか否かで判断することができる。

まず、営利社団法人である会社が設置している 太陽光発電設備は、原則として事業の用に供する ものと認定できるので、償却資産として申告の案 内をしている。

次に、店舗やアパート、農業等の事業を営む個人が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合には、個人事業主として、償却資産の申告の対象となる。もちろん、売電事業を目的として経済産業大臣の認定を受け、電力会社と電力買取契約を締結している場合は、売電事業の個人事業主となることは明らかである。

では、日常的に事業を営んでいない個人が、売 電目的で自宅の屋根等に太陽光発電設備を設置す る場合、これを事業用と家庭用のどちらで判断す べきであろうか。

まず、現在の固定価格買取制度上のビジネスモデルとして、発電出力10kW未満の場合は、家庭用太陽光発電設備として補助金の対象となっている場合が多く、また余剰売電しか選択できないので、償却資産の申告対象としては消極的に判断している。

次に、発電出力10kW以上、かつ、余剰売電を

選択している場合、これをどのように判断すべきか

この点について、地方税法341条1項4号にいう「事業」とは、一般に、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいうものであって、必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることは必要とされていない(固定資産税実務提要165頁参照)ところ、余剰売電の場合には、発電量によっては全部を家庭で使用するのみで全く売電をしない場合が頻繁に起こりうるのであって、売電という一定の行為を継続、反復して行っているとはいえない。このことは、発電すれば確実に売電を行う固定価格買取制度を利用した全量売電の場合との対比でも明らかである。よって、10kW以上であっても、余剰売電は、同条同項にいう「事業」に該当するとはいえない。

また、個人が余剰売電を選択した上で自宅の屋 根へ太陽光発電設備を設置する主な目的は、売電 行為を事業化することにより収益を得ようとする ものというよりも、むしろ発電した電力を自己使 用することにより、電気料金を軽減することに重 きを置いていると考えられる。そうだとすれば、 当該余剰売電設備は、継続して特定の事業をなす ことよりも、むしろ自己使用を主たる目的として 設置した設備であるといえる。

したがって、個人が設置する発電出力10kW以上、かつ、余剰売電の太陽光発電設備についても、 償却資産の申告対象としては消極的に捉えるべき と考える。

ウ結論

租税の賦課については、講義で扱ったように合法性の原則が妥当する以上、担当者が「解釈」をすることはできず、あくまで「事業」に該当するかの事実認定上の「判断」をすることになる。そして、事実認定に当たっては、太陽光発電設備は通常減価償却費計算される性質のものであり、原則として申告の対象であることを前提として判断されなければならない。

また、事業用にも家庭用にも使用する場合は、 全体として事業用と判断すべき(固定資産税実務 提要246頁参照)ことにも注意が必要である。

そのため、最終的な判断をする個々の課税庁に おいては、担当者の主観や思い込みによる判断を 避けるため、かかる準則を条例、要綱や要領で定 めることによって、市民の適正課税の要請に応え られるようにしておくことこそが重要であると考 える。

(3) 市民への周知について

太陽光発電設備について、以上のような実務上、 理論上の問題点もあるが、最も大切なことは市民 への周知、啓発ではないかと考える。それでは、 初めての申告となる市民の方々に的確に説明する ためにはどのような工夫が必要であろうか。

まず、制度の周知を徹底することが必要である。 そして「今回の申告のご案内は、該当する全ての 皆様に公平にご案内しております。」として、初 めての案内が狙い撃ちや思い付きによるものでな いことを市民に説明することが重要である。

償却資産は、補足漏れが多くなりやすい税目で ある。そのため、課税の公平性を保つためには、 前述したような様々な方法を用いて全ての対象者 を把握し、漏れなく案内することが重要であり、 むしろそれが実現できれば、申告者の信頼を得る ことにつながるといえる。

次に、問い合わせに対し、分からないことは 「お調べして回答します。」という謙虚で慎重な姿 勢が必要であると考える。

誤った回答は市民との信頼関係をすぐに壊して しまう。新しい問題である以上、知ったかぶりや 背伸びをせず、時間がかかっても課内での十分な 検討や調査を経て、正確な回答をすることこそが、 信頼関係の構築につながるといえる。

最後に、毅然とした対応をすると同時に、相手 の立場に立って考えることが大事であると思う。

これについては、相手に合わせるということで はなく、初めての案内で不安を抱えている市民の 方々に対し、制度に対する親切で丁寧な説明を心 がけるということである。償却資産は電話での対 応が多くなりがちであり、信頼関係を構築するた めにはより一層の丁寧な説明が必要だと考える。

3 最後に

太陽光発電の固定価格買取制度というビジネス モデルが確立してから4年が経過しようとしてい るが、観音寺市でも新しい設備がいまだ設置され 続けている。ほかの自治体に聞き取りを行っても、 造成された敷地の評価、設備に付属する機械格納 庫への家屋評価、設備の共有申請への対応等、太 陽光発電設備には固定資産税すべての分野に関連 する多種多様な問題点があり、顕在化してきてい

このような新たなビジネスモデルに対して、最 終的には各課税庁の責任と判断で賦課を行わなけ ればならない。一律に申告の案内をするにせよ、 準則化するにせよ、個人の太陽光発電設備の設置 者に対して、課税庁としてより一層の周知と啓発 を進めていくことが大切であると思う。

最後に、このような貴重な研修に参加する機会 を与えてくれた上司、同僚に感謝するとともに、 この研修で学んだことを思い出して、一生懸命業 務に取り組もうと思う。



北九州市暴力団排除条例に関する 一考察

福岡県北九州市総務局文書課法規係審査担当係長

堀尾 節子

最優秀レポート 学長賞を受賞して

この度は、栄誉ある学長賞を頂き、大変光栄に存じます。

市町村アカデミーでの研修は、私にとって、素晴らしい講師陣はもちろんのこと、ともに受講した仲間のポテンシャルの高さ、全国市町村職員の驚くべき底力を目の当たりにすることができた得難い体験です。

今後も、この受賞、そしてアカデミーでの貴重な体験を励みに、日々業務に邁進していきたいと思います。

1 はじめに

九州北部に位置する北九州市は、人口約96万人、かつては製鉄の町として、近年は公害を克服した「環境未来都市」として知られた政令指定都市である。つい先日、シニア層向け移住情報誌の調査で「医療」「介護」等の指標から北九州市が「50歳から住みたい町ランキング」1位となった。また、実際にそこに住む者の実感としても、北九州市は適度に都会で、適度に自然の残る非常に住みよい町である。

にもかかわらず、人口が減少傾向にあるのは、 やはり北九州市には「暴力団の町」というイメージが強くあることが一因ではないだろうか。また、 そういったイメージ先行ということだけでなく、 実際に暴力団による事件が多発していた。しかし ながら、事件に関しては、一昨年9月に北九州市 に本拠を置く指定暴力団のトップが逮捕されて以 来、連日のように暴力団員検挙の記事が新聞社会 面に掲載されている。警察の方々の並々ならぬ決 意が感じられ、今までとは随分風向きが違ってき ている。

そういった中で、人口増、少なくとも維持のためには、北九州市において若年層が生活の糧を得られる職があるようにすること、すなわち「企業誘致」が欠かせない。その「企業誘致」のネックとなっているであろう暴力団を排除することは、北九州市の行政に携わる者にとって喫緊の課題で

あるのではないだろうか。よってこの度、幸いに して法規審査担当部門に配属され、レポート作成 の機会を与えられたことから、北九州市暴力団排 除条例(以下「北九州市暴排条例」という。)に ついて検討することとしたい。

2 北九州市暴排条例の問題点

「福岡県暴排条例において北九州市は適用除外にされ、県条例よりかなり厳しい規定になっているに違いない。」と思いながら北九州市暴排条例を見てみたところ、予想外にあっさりとした規定であるのに非常に驚いた。また文献を紐解いてみると、なんとまさしく北九州市暴排条例がいくつかの論文に取り上げられていた。

それらによると、①「全国初の総合的暴力団排除条例を制定した福岡県の暴力団排除条例が都道府県条例制定の際のモデル型となり、また福岡県下の福岡市や北九州市等の暴力団排除条例が全国の市区町村条例制定の際のモデル型とされている」(1)こと、そのうえさらに②暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与をすることを禁止する規定に関して「福岡県条例一五条一項の規定と北九州市条例一〇条一項の規定と北九州市条例一〇条一項の規定との間に相矛盾する対立関係(抵触関係)が生じ、適用関係についての調整が必要になる」(2)状態にあり、「福岡県条例一五条一項一号の規制内容に緩和的上書きをするものであろうか」(2)とのご指摘を受けるような規定になってしまっている

ことがわかった。

まず、①については、全国に先駆けて制定され たということは、裏を返せば、田中孝男先生が提 唱されている「他の自治体で最も優れた条例のシ ステムを、自己の自治体の現状と継続的に比較分 析して、自己の条例の制度設計・運用に活かす」 優れた条例のより良い模倣という「条例のベンチ マーキング」(3)手法を用いて検討する余地がまだ 充分にあるということである。そこで、北九州市 暴排条例をより良いものにするため、他政令市と の比較検討を行うこととする。

また、②については、北九州市としては、まさ か「緩和的上書き」をするまでの意図はなかった であろうが、福岡県暴排条例との間に抵触関係が 生じているには違いないので、抵触関係解消に関 する私見を述べたい。

3 他政令市との比較

条例のベンチマーキング手法においては、「理 想のモデルとなる先行事例」(4)となるベンチマー キング先の決定を適切に行うことが大事で「先行 事例の網羅的比較」(4)であってはいけないのだが、 規模、状況が似通っているであろうことから、ま ずは他政令市との比較を試みた。その規定状況を 一覧にまとめると別表のとおりとなる。

制定年月日順の一覧表にしてみると、概ね西か ら東へ、後発自治体の条例は先行自治体の規定を 踏まえ制定されたことが如実にわかる。

この一覧表の内容から考えられる北九州市が修 正すべき点の第一は「公の施設における措置」に 関する規定である。発想はとても良いと思われる ものの、その後広がりをみせなかった規定がある 中で、多くの政令市が必要と考え、規定している。

第二に、制定している政令市は二箇所しかない

ものの、北九州市の事件発生状況から規定すると よいのではないかと思えた規定は「暴力団排除強 化地域 | の設定とその地域における「特定接客業 者」に対する規制である。

4 県条例との抵触関係を解消するには

利益供与の禁止に係る規定において、福岡県暴 排条例が「事業者」を対象にした上で罰則規定を 設けているのに対し、北九州市暴排条例は「市民 等| すなわち「市民及び事業者 | を規制の対象に しているにもかかわらず罰則規定を設けていない。

一般的に「市町村条例の罪は、都道府県条例の 罪の特別類型と考えられるから、法条競合」(西 田典之『刑法総論(第二版)』弘文堂2010年413 頁)⁽⁵⁾となり「市町村暴力団排除条例の犯罪のみ が成立 |(5)するとのことである。そのため、北九 州市暴排条例が「事業者」に対し、罰則なしにす る「緩和的上書き」を行っていることになり、福 岡県暴排条例との間に抵触関係を生んでいるもの である。

そこで、北九州市暴排条例がどういう意図で規 定されたのか、制定時に作成された資料、いわゆ る逐条解説を見てみると、「福岡県暴力団排除条 例においては、事業者がその行う事業に関して暴 力団員等に対して財産上の利益の供与を行うこと を禁止しているが、本条においては、事業者とと もに個人が行う財産上の利益の供与を禁止したも のである。」(下線筆者) との記述があり、「個人」 すなわち「市民」を規制対象とすることに主眼を 置いていたようである。

ここで、他政令市を見てみると、福岡市ほか3 市の規定では、規制対象が「市民」となっている。 また逆に、北九州市同様「市民等」としている千 葉市ほか2市においては、県条例に利益供与に関

【利益供与禁止規定】

福岡県条例 事業者:罰則あり

北九州市条例

市民:罰則なし

抵 触

事業者:罰則なし?

事業者に関して緩和的 上書き??

して罰則が規定されておらず、結果として、どちらのパターンも県条例と抵触関係が生じていない。⁽⁶⁾

宇那木正寛先生は「現実的な解釈として、北九州市条例一〇条一項の規定は、事業者に罰則を科さないという積極的意図まで含むとは考えにくいから、結論的には、抵触関係にないという解釈に落ち着くであろう」(**)というように「競合関係」(**)にはあるが、「抵触関係」にはないという解釈をされている。また、「規制的事務について抵触関係が生じている場合に限定して、自治法二条一六項後段・一七項を類推し、都道府県条例に反する当該市町村条例が無効となる結果、都道府県条例が適用されると解したい」(**)とも述べられている。そのように「解釈」によることもできるのではあるが、ここはやはり「市民等」の部分を「市民」に改正することがシンプルで根本的な解消法ではないだろうか。

澤俊晴先生は著書の中で、県条例と市条例間の問題について「実務的な協議調整の重要性」⁽⁹⁾を述べられているが、そういった協議調整以前の問題であると思われる。

5 おわりに

今回、北九州市が取り組むべき課題である「暴力団排除」を目的とする暴排条例を取り上げ、検討を試みたが、改善の余地があることがわかった。全国一厳しいであろうと思っていた北九州市暴排条例が意外にそうではなく、制定後も継続して規定内容をチェックしていくことの重要性を改めて認識した。

市役所においては数年に一度しか異動がないため、携わることのできる事務事業の数は限られて

いる。それに対し、法規審査担当部門では間接的ではあるものの短期間で数多くの事案に関わることになる。それは得難い経験であるのに加え、実際の事業実施に劣らないだけのものがあるのではないかと思う。この研修で学んだことを活かし、法規審査業務を通して市政に貢献できるよう努力したい。

〈参考文献等〉

- (1) 鈴木秀洋「暴力団排除条例制定上の課題と展望 (一) - 警察との連携のあり方を含めて」『自治研 究』第88巻第二号80頁
- (2) 宇那木正寛「暴力団排除事務をめぐる都道府県 条例と市町村条例の関係(一)-抵触関係の発見 とその調整方法について」『自治研究』第88巻第一 号85頁
- (3) 木佐茂男編著『自治立法の理論と手法 分権時 代の自治体職員③』ぎょうせい1998年204頁
- (4) 田中孝男『条例づくりへの挑戦 政策法学ライ ブラリィ4』 信山社出版2002年20頁以下
- (5) 宇那木正寛「暴力団排除事務をめぐる都道府県 条例と市町村条例との関係 - 岡山県条例及び岡山 市条例との関係を例に」『自治実務セミナー』2012 年7月号46頁
- (6) そのほか岡山市は「特定接客業者」を対象とするのに対し、岡山県は「事業者」を対象としているが、罰則規定を置いていないため、抵触関係は生じていない。
- (7) 宇那木正寛「暴力団排除事務をめぐる都道府県 条例と市町村条例の関係(二・完) - 抵触関係の 発見とその調整方法について」『自治研究』第88巻 第二号97頁
- (8) 宇那木正寛「都道府県条例および市町村条例の 競合・抵触とその適用関係 (三・完) - 学説と実 務における対応をめぐって」『自治研究』 第92巻第 八号125頁
- (9) 澤俊晴『都道府県条例と市町村条例 政策法学 ライブラリイ12』慈学社出版2007年115頁以下

別表 政令市の暴排条例制定状況一覧表

	北九州市	福岡市	大阪市	神戸市	熊本市	横浜市	相模原市	川崎市	名古屋市	岡山市	広島市	京都市	堺市	千葉市	新潟市	浜松市	さいたま市	札幌市	静岡市	仙台市
制定年月	H 22 •	H 22 •	H 23 ·	H 23 ·	H 23	H 23 • 12	H 23	H 24 ·	H 24 ·	H 24 ·	H 24 ·	H 24 ·	H 24 •	H 24	H 24	•	H 24	H 25 ·	H 25 ·	H 25 •
T 44	0	0	3	<u>3</u>	12	12	12	3	3		<u> </u>		0	6	10	12	12		3	
目的					0		0			0		0				0	0			
定義		0			0		0			0		0					0			
基本理念					0		0					0					0			
市の責務(役割)																				
市民等の責務(役割)					0	<u> </u>	<u> </u>													
市の事務事業における措置	0	0			-	×	×	×		0		0					0			×
市民等に対する支援、広報・啓発	0	0			0	<u> </u>	0	0		0	×	0		0			0	0		
青少年に対する教育 威力利用禁止		0		<u> </u>		×	×	×		0	×	0		×			<u> </u>	×		×
			×	×	×	×	×	×			×	×	×	×			×			×
利益供与禁止 市民暴排の日(行事)暴排宣言等		V	×	×	×	×	×	×	V	V	×	×	×	V		×	×	V	V	×
	0	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
委任 公の施設における措置	V	0				0	0	×				0	<u> </u>	~		V			0	
契約(公共工事等)における措置	×	×	×	×			0		×	×	×		×	×	×	×	×		×	
不当介入報告及び勧告公表	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×
個人情報の収集・提供	×	×		$\overline{}$	×	×	×	×	×	^	×	×		×		×	0	^	^	×
祭礼等における措置	×	×	×		×	×	×	×	^	×	^	×	×	×	×	×	×	×	×	×
連絡会の開催	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
割則	×	×	×	×		×	×	×	×				×	^	×	×	×	×	×	×
報告、資料の提出	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×			×	×	×	×	×	×	×
職員への不当要求に対する措置	×	×	×		×	0	0		×	0		×	×	×	×	×	0	×	×	×
給付金の交付等における暴排	×	×	×	×	×		0		×		×	0	×	×	×	×	×	×	×	×
国、他の地方公共団体他との連携	×	×	×	$\overline{\bigcirc}$	×	0	0		×		×	×	×	^	×	×	0	×	×	×
社会復帰の支援	×	×	×	×	×	×	×	×	^	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他の施策の実施	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
施策実施状況の公表	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
支援要請等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×
強化地域(用心棒役務)	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	<u>^</u>	×	×	×	×	×	×
公安委員会への通報	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
適用上の注意	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×	×	×	×	×	×
財産貸付の禁止	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×
報告、資料の提出	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×	×	×
推進体制の整備	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	<u> </u>	×	×	×	×	×	×
1世紀 中国 小田 1世紀 1世紀																				

※岡山市は暴力団排除基本条例、公共施設における暴力団排除に関する条例、暴力団威力利用等禁止条例の内容